

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人ジュニアゴルファー育成財団（以下「この法人」という。）定款第19条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第14条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第21条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の執行に当たって、必要となる経費をいう。

(常勤役員の報酬等)

第3条 この法人の常勤役員の役員報酬は月額100万円を上限とし、支給金額は理事会にて決定する。

(非常勤役員及び評議員の報酬等)

第1条 この法人の評議員には、定款第22条に定める総額の範囲において、評議員会に出席した場合等は1人1回につき10万円を報酬等として支給（この支給額は、源泉所得税控除後の金額とする。）する。

2 この法人の非常勤理事には、職務の執行として評議員会、理事会への出席をした場合等は1人1回あたり10万円を報酬等として支給（この支給額は、源泉所得税控除後の金額とする。）する。

3 この法人の非常勤監事には、職務の執行として評議員会、理事会への出席及び財団運営上必要な監査等を実施した場合等は1人1回あたり10万円を報酬等として支給（この支給額は、源泉所得税控除後の金額とする。）する。

(報酬等の支給方法)

第2条 役員及び評議員の報酬等の支給については、法令に基づいて報酬から控除すべき税金等を控除し、その残額を本人に支給する。

- 2 その支給方法は、常勤役員については、毎月定められた日に本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むものとし、非常勤役員及び評議員については、支給要件の発生の都度、通貨をもって本人へ直接支給、または、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。

(費用)

第3条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に要する、交通費等の実費相当額を費用として支給することができる。

- 2 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(改正)

第4条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の規定による公益認定を受けた日から施行する。

改訂 平成29年4月1日